

掛川市条例第31号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表中

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
--	------

」

を

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

」

に改め、同条第2項の表中

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
--	------

」

を

「

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。